

(様式3)

平成26年8月20日

内閣総理大臣 殿

福島市長 小林 香

定住緊急支援事業計画の変更について

平成26年4月28日付けで提出した福島市定住緊急支援事業計画について、福島定住等緊急支援交付金制度要綱第5の5の規定に基づき、別添のとおり変更するので提出します。

計画の目標

福島市内の市立小学校9校及び私立幼稚園3園における遊具の更新を実施し、また、勝口公園において走路を供えた多目的広場と遊具広場を整備することにより、幼児から児童の外遊び・運動機会の増進やこれによる体力の向上を図る。

遊具の更新及び公園整備事業は、福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」(抜粋)を具現化するものである。

市教育振興基本計画においても、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」(抜粋)に合致するものである。

計画の区域

1. 計画の区域

<事業実施箇所>

・第1回

A-1-1	春日保育所 渡利保育所 笹谷保育所 杉妻保育所 余目保育所 平野保育所 東浜保育所 蓬萊保育所 野田保育所 蓬萊第二保育所 御山保育所 飯野おひさま保育所 飯野あおぞら保育所 渡利児童センター 蓬萊児童センター	春日町地内 渡利字柳小路地内 笹谷字西谷地地内 黒岩字田部屋地内 宮代字作田地内 飯坂町平野字西海枝前地内 東浜町地内 蓬萊町五丁目地内 野田町七丁目地内 蓬萊町二丁目地内 御山字一本木地内 飯野町字経檀地内 飯野町大久保字上戸地内 渡利字番匠町地内 蓬萊町四丁目地内
A-1-2	UFOの里UFO広場	飯野町青木字小手神森地内
A-1-3	農村マニファクチャー公園(都市公園)	荒井字上鷺西地内
B-1-1	飯坂野球場	飯坂町字館地内
C-1-1	松川工業第一公園	松川町字天王原地内
C-1-2	新浜公園(都市公園)	新浜町地内
C-1-3	十六沼公園(都市公園)	大笹生字俎板山地内
C-1-4	農村マニファクチャー公園(都市公園)	荒井字上鷺西地内
・第2回		
A-1-4	信夫山公園 森合緑地公園 森合運動公園 南向台第2公園 弥生公園	太子堂ほか地内 森合字西養山ほか地内 森合字上柳内地内 南向台一丁目地内 黒岩字弥生地内

A-1-5	松北公園	南沢又字松北町二丁目地内
	桜公園	瀬上町字桜町二丁目地内
	ふくしま北中央公園	南矢野目字清水前地内
	俎板山公園	大笹生字俎板山地内
	笹谷公園	笹谷字道場地内
	古館公園	飯坂町字古館地内
	大森城山公園	大森字本丸地内
	飯野堰堤公園	飯野町字長畑地内
	福島隣保館保育所	須川町地内
	福島ふたば保育園	大森字館ノ内地内
	三育保育園	笹谷字城場地内
	とやの保育園	鳥谷野字梅ノ木地内
	鳥川保育園	上鳥渡字東谷地地内
	福島東保育園	鎌田字沢田地内
	おかやま保育園	岡部字倉ノ内地内
	福島ゆかり保育園	丸子字沢目地内
	あづま保育園	笹木野字下屋敷地内
東浜児童センター	東浜町地内	
野田児童センター	笹木野字館地内	
・第3回		
A-1-6	宮代公園	宮代字樋ノ口地内
C-2-1	福島市町庭坂字一本杉地内	
	福島市町庭坂字小峠地内	
・第4回		
A-1-7	しのぶ台第2公園	上鳥渡字しのぶ台地内
	狼ヶ森児童遊び場	松川町水原字狼ヶ森向地内
	太平寺児童遊園	太平寺字町ノ内地内
	共楽公園	伏拝字行人前地内
	タウン蓬莱町1号公園	蓬莱町二丁目地内
	乳児池公園	宮代字乳児池地内
	道北公園	飯坂町平野字東道下地内
	穴田公園	西中央三丁目地内
	野田中央公園	南中央二丁目地内
	志田児童遊び場	在庭坂字西後志田地内
B-1-2	信夫ヶ丘球場	古川地内（五十辺地区）
◆B-1-1-1	（飯坂野球場）プレイリーダー育成事業ほか効果促進事業	
C-2-1	福島市町庭坂字一本杉地内	
	福島市町庭坂字小峠地内	
◆C-2-1-1	（子育て定住支援住宅）駐車場整備	
・第5回		
A-1-8	荒川桜づつみ河川公園	八木田字井戸上地内
	弁天山公園	渡利字弁天山地内
	萩公園	蓬莱町七丁目地内
	土合館公園	松川町字土合館地内

第6回

A-1-9	福島市立福島第一小学校 福島市立三河台小学校 福島市立渡利小学校 福島市立北沢又小学校 福島市立岡山小学校 福島市立鎌田小学校 福島市立月輪小学校 福島市立湯野小学校 福島市立庭坂小学校	杉妻町地内 三河南町地内 渡利字八幡町地内 北沢又字愛宕地内 山口字上中田地内 丸子字石名田地内 鎌田字早津小屋地内 飯坂町湯野字台地内 町庭坂字愛宕堂地内
A-1-10	飯坂恵泉幼稚園 福島わかば幼稚園 福島学院大学附属幼稚園	飯坂町湯野字八卦下地内 笹木野字中西裏地内 宮代字乳児池地内
C-1-5	勝口公園（都市公園）	野田町字加賀屋敷地内

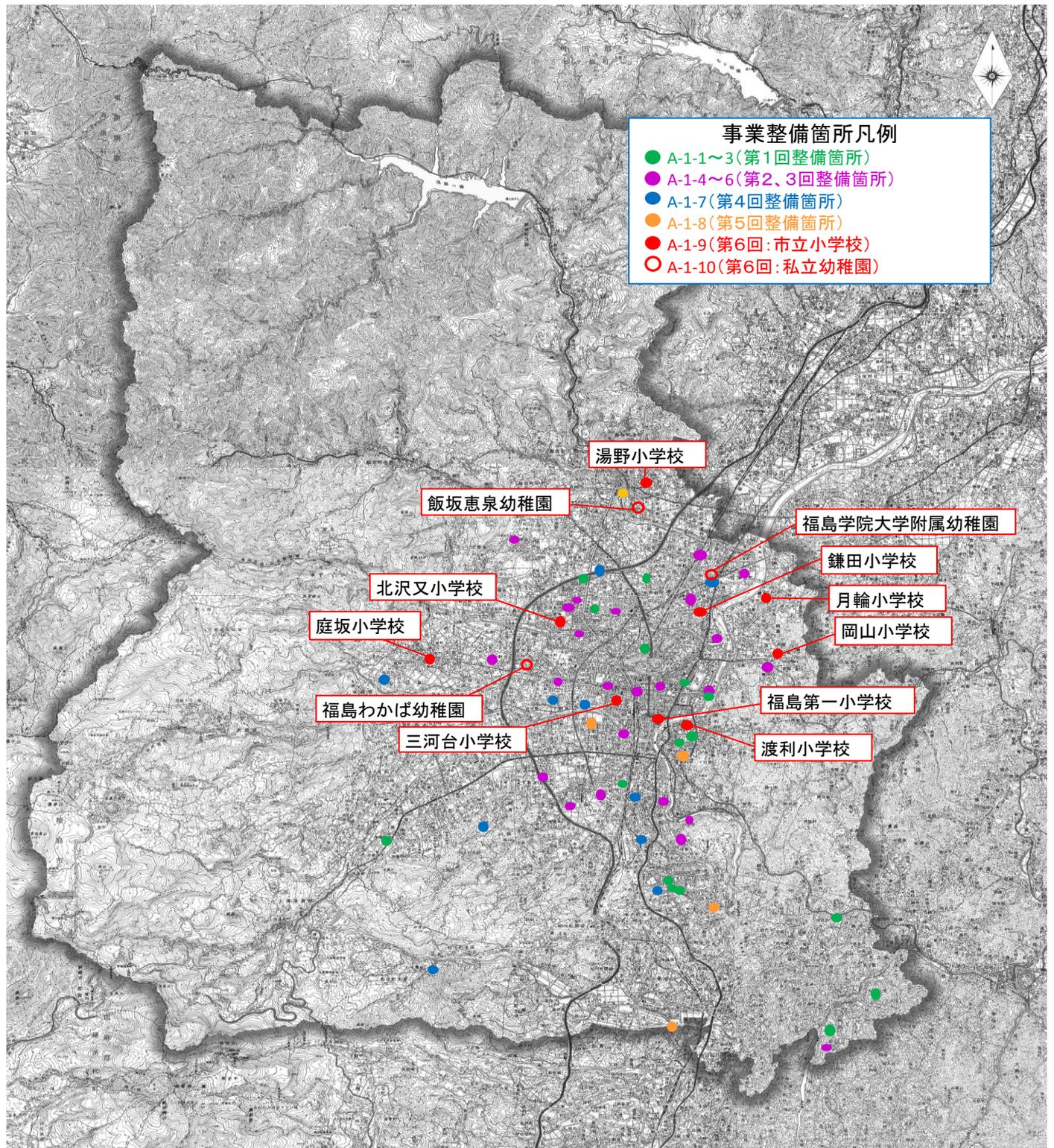
<事業の効果が見込まれる区域>

福島市全域

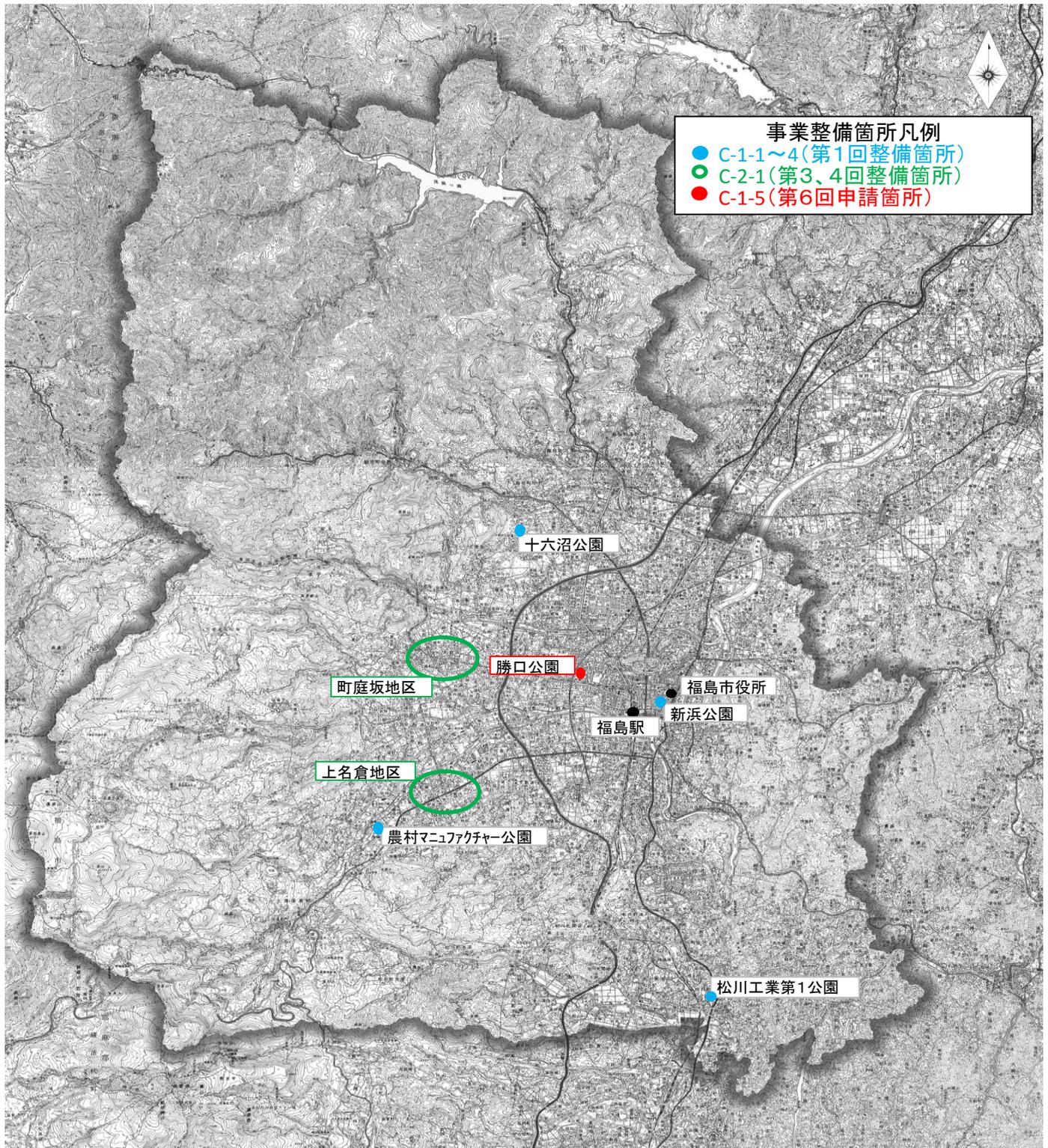
<位置図>

別紙のとおり

定住等緊急支援交付金 事業位置図(福島市)



定住等緊急支援交付金 事業位置図(福島市)



(様式1-2)

福島市 定住緊急支援事業計画に基づく事業等

平成26年8月時点

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	平成26年度の 交付対象事業費
1	A - 1 - 1	公立保育所等遊具更新事業	福島市 公立保育所13箇所 公立児童センター2箇所	市	福島市	(209,494) 0 <209,494>
2	A - 1 - 2	UFO広場遊具更新事業	福島市飯野町青木地区 UFOの 里UFO広場	市	福島市	(3,450) 0 <3,450>
3	A - 1 - 3	農村マニファクチャー公園遊具更新事業	福島市荒井地区 福島市農村マ ニファクチャー公園	市	福島市	(14,000) 0 <14,000>
4	B - 1 - 1	飯坂野球場整備事業	飯坂地区 飯坂野球場	市	福島市	(139,700) 0 <139,700>
5	C - 1 - 1	松川工業第1公園整備事業	南部、松川町地内、松川工業団 地第1公園	市	福島市	(268,700) 0 <268,700>
6	C - 1 - 2	新浜公園整備事業	中央部、新浜町地内、新浜公園	市	福島市	(52,000) 0 <52,000>
7	C - 1 - 3	十六沼公園整備事業	北部、大笹生地内、十六沼公園	市	福島市	(33,000) 0 <33,000>
8	C - 1 - 4	農村マニファクチャー公園整備事業	西部、荒井地区、農村マニファ クチャー公園	市	福島市	(350,000) 0 <350,000>
9	A - 1 - 4	公園遊具更新事業	市内公園13箇所	市	福島市	(235,355) 0 <235,355>
10	A - 1 - 5	私立保育所等遊具更新事業	市内私立保育所9箇所 市内私立児童センター2箇所	市	福島市	(120,229) 0 <120,229>
11	C - 2 - 1	子育て定住支援賃貸住宅事業	福島市西部の市街化区域(町庭 坂地区、上名倉・荒井地区)	市	福島市	(368,128) 0 <368,128>
12	A - 1 - 6	宮代公園遊具更新事業	宮代地区	市	福島市	(15,335) 0 <15,335>

【参考】

備 考		
全体事業費 (注3)	全体事業 期間 (注4)	その他(注5)
280,000	25 ~ 25	
134,330	25 ~ 25	
14,000	25 ~ 25	
139,700	25 ~ 25	
268,700	25 ~ 25	
52,000	25 ~ 25	
33,000	25 ~ 25	
350,000	25 ~ 25	
235,355	25 ~ 25	
120,229	25 ~ 25	
1,248,040	25 ~ 26	
15,335	25 ~ 25	

13	A - 1 - 7	児童遊園等遊具更新事業	市内児童遊園等10箇所	市	福島市	(84,600) 0 <84,600>
14	◆ B - 1 - 1 - 1	プレイリーダー育成事業	飯坂地区 飯坂野球場 ほか	市	福島市	(2,000) 0 <2,000>
15	B - 1 - 2	信夫ヶ丘球場整備事業	五十辺地区 信夫ヶ丘球場	市	福島市	(68,335) 0 <68,335>
16	◆ C - 2 - 1 - 1	子育て支援定住賃貸住宅屋外整備事業	福島市西部の市街化区域(町庭坂地区、上名倉・荒井地区)	市	福島市	(2,824) 0 <2,824>
17	A - 1 - 8	地区公園等遊具更新事業	市内地区公園等4箇所	市	福島市	(149,633) 0 <149,633>
18	A - 1 - 9	小学校遊具更新事業	市立小学校9校	市	福島市	(0) 216,344 <216,344>
19	A - 1 - 10	私立幼稚園遊具更新事業	私立幼稚園3園	市	福島市	(0) 37,063 <37,063>
20	C - 1 - 5	勝口公園整備事業	野田町地区、勝口公園	市	福島市	(0) 103,878 <103,878>
				合 計		(2,116,783) 357,285 <2,474,068>
				(うち基幹事業)		(2,111,959) 357,285 <2,469,244>
				(うち効果促進事業)		(4,824) 0 <4,824>

84,600	26 ~ 26				
2,000	26 ~ 26				
68,335	26 ~ 26				
7,060	26 ~ 26				
149,633	26 ~ 26				
216,344	26 ~ 26				
37,063	26 ~ 26				
103,878	26 ~ 26				

県名	福島県	担当部局名	政策推進部企画経営課	担当者氏名	伊勢 洋一郎
市町村名	福島市	電話番号	024-525-3788	メールアドレス	kikaku@mail.city.fukushima.fukushima.jp

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)「全体事業費」は、「全体事業期間」を通じての全ての事業費を記載する。

(注4)「全体事業期間」は、平成26年度以降に実施することが見込まれる事業については、平成26年度以降も含めて記載する。

(注5)事業間流用を行った場合には、「備考」の「その他」に事業間流用を行った旨、その時期及び額を記載する。なお事業間流用を行う場合には、流用する(流用される)事業名も合わせて記載する。

(注6)担当者氏名等は県及び市町村の担当者を並べて記載する。

(注7)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 26 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	18	事業名	小学校遊具更新事業		事業番号	A-1-9
交付団体	福島市		事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費	216,344 (千円)		全体事業費		216,344 (千円)	
事業概要						
○事業の内容						
<p>児童の運動機会を確保し、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域復興の促進を図るため、福島市立福島第一小学校ほか 8 校について、97 基を対象として以下のとおり遊具の更新を行う。</p> <ul style="list-style-type: none">● 福島市立福島第一小学校内にある既存の複合遊具 1 基、登り棒 1 基、ラダー 1 基、鉄棒 1 基、高鉄棒 1 基を更新する。● 福島市立三河台小学校内にある既存のブランコ 2 基、登り棒 1 基、ラダー 2 基、すべり台 1 基、複合遊具 2 基、高鉄棒 1 基、鉄棒 2 基、砂場 1 基を更新する。● 福島市立渡利小学校内にある既存のブランコ 1 基、複合遊具 1 基、ラダー 1 基、鉄棒 4 基、中鉄棒 1 基、登り棒 1 基、平行棒 1 基、砂場 1 基を更新する。● 福島市立北沢又小学校内にある既存のブランコ 2 基、登り棒 1 基、複合遊具 1 基、ラダー 1 基、シーソー 2 基、肋木 1 基、高鉄棒 1 基、鉄棒 2 基、中鉄棒 1 基、砂場 2 基を更新する。● 福島市立岡山小学校内にある既存のブランコ 1 基、吊り輪 1 基、複合遊具 1 基、鉄棒 1 基、中鉄棒 1 基、高鉄棒 1 基、ラダー 2 基、登り棒 1 基を更新する。● 福島市立鎌田小学校内にある既存のブランコ 2 基、吊り輪 1 基、ジャングルジム 1 基、鉄棒 3 基、高鉄棒 1 基、平行棒 1 基、登り棒 1 基、ラダー 1 基、砂場 2 基を更新する。● 福島市立月輪小学校内にある既存のブランコ 1 基、複合遊具 1 基、ラダー 2 基、鉄棒 2 基、登り棒 1 基、ロープウェイ 1 基、肋木 1 基、平行棒 1 基、砂場 1 基を更新する。● 福島市立湯野小学校内にある既存の鉄棒 1 基、登り棒 1 基、複合遊具 1 基、ラダー 2 基、チェーンクライム 1 基、中鉄棒 1 基、砂場 2 基を更新する。● 福島市立庭坂小学校内にある既存のブランコ 1 基、登り棒 1 基、鉄棒 3 基、中鉄棒 1 基、ジャングルジム 1 基、ラダー 1 基、シーソー 2 基、砂場 2 基を更新する。						
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性（制度要綱第 5 の 4 の一）						
<p>福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」（抜粋）を具現化するものである。</p> <p>また、市教育振興基本計画における、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」および基本方針の「進んで運動に親しみ、健康で豊かな生活を営む児童生徒の育成に努めます。」（抜粋）に合致するものである。</p>						
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください						

人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係

○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障（制度要綱第5の1）

原子力災害発生により、本市の人口 292,590 人（H22.10 国勢調査人口）の約 2.4%にあたる 7,131 人（H24.10 全国避難者情報システム）が市外へ自主避難している。学校等でも運動会の短縮や屋外活動の時間制限を行い、また、子どもが屋外で遊ぶ・運動する姿が減少し、イベントの中止や規模縮小が相次いでいる。

また、年少人口の減少傾向が続くことによる生産年齢人口の減少は、地域社会を支える労働力や生産力の低下などにも影響することから、地域の復興の支障となっている。

（詳細は別紙データ参照）

【子どもの運動機会の確保のための事業】

○事業実施の必要性（制度要綱第5の1）

体力低下の傾向がある児童を対象に屋外での遊びや運動の習慣づけを促進させることにより、運動機会の確保や体力の向上を図るため、第1回から第5回計画により遊具更新事業実施済の春日保育所や信夫山公園等に加え、小学校の遊具の更新を行う必要がある。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

市民意識調査でも家族の外部被ばくに関して不安のある市民は多く、除染を行った後でも震災前に設置した遊具を利用する際の屋外での活動時間を制限する保護者も見られる。このため、遊具を更新することにより遊具についての保護者の不安を払拭し、運動機会の確保を図る必要がある。なお、小学生の運動能力調査の結果を全国平均（H23年度）と本市平均（H24年度）と比較すると、全96項目のうち77項目で全国平均を下回っている。（別紙データ参照）

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

本市では、第1回から第5回計画において、保育所等26箇所、公園等30箇所の遊具を更新し、幼児、児童の運動機会の確保を図ってきた。しかし、児童数が多く、徒歩圏内の公園だけでは需要を満たさない地区においては、小学校の遊具を活用する際の運動機会の確保が必要である。

福島第一、三河台、岡山、鎌田、月輪、湯野小学校6校の学区内には小学生の年齢を対象とした遊具を更新した公園がないこと、渡利、北沢又、庭坂小学校3校は、公園の遊具を更新したが児童数が多く需要を満たしていないため、学校の授業等での活用も含め遊具の活用が必要である。しかし、これらの小学校の遊具は震災前に設置されたものであり、前記のように利用が敬遠されているため、既存の遊具が不足している。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

前記のとおり、公園等の遊具の更新を行ってもなお運動機会の確保が十分でない地区があるが、これらの地区において新たに遊具を設置する箇所を整備することは用地の確保などに多大な費用と時間を要するため、用地確保の面や費用の面で困難であり、地域内の既存施設であり、子ども達が日常的に利用する小学校の遊具更新が効率的かつ必要である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

学区単位で公園の遊具更新を計画していたが、更新した公園がない地区、公園の遊具を更新したが児

児童が多く需要を満たしていない地区があることから、小学校の遊具更新を合わせて計画し整備することとした。しかし、一般開放や安全管理の観点から慎重な意見があったため、学校と教育委員会で調整を図り、運動場が逼迫している地区で遊具を整備しなければならない学校は以下の9校になったものである。

なお、整備箇所の各学校児童数は以下のとおりであり、運動機会増加の確保を図るため遊具の更新を行う必要がある。

- 福島市立福島第一小学校 167名
- 福島市立三河台小学校 435名
- 福島市立渡利小学校 524名
- 福島市立北沢又小学校 474名
- 福島市立岡山小学校 422名
- 福島市立鎌田小学校 564名
- 福島市立月輪小学校 122名
- 福島市立湯野小学校 184名
- 福島市立庭坂小学校 246名

また、本計画は授業での遊具活用による児童の体力増進も想定しており、日常の点検ははじめ、維持管理については予算・人員の確保に努め市の責任において今後とも適切に行う予定である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

今事業計画の整備実施後は、市広報紙、市ホームページによる広報に併せて、各学校から地区へチラシを回覧し、整備内容及び遊具の週1回以上の地区開放事業、育成会行事等の利用促進について周知に努める予定である。

また、小学校はその地域の中核をなす施設であり、前述のとおり地区開放事業や授業での遊具活用のほか、地区運動会やスポーツ大会などで子どもたちの遊具利用も想定している。これにより、当該地域の利用促進が見込まれる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

福島市「プレイワーカー」養成セミナーの参加について学校を通じ保護者等に呼びかけ、学校遊具開放等に、遊びを提供し、地域の子どもの体力向上を図る予定である。

また、遊具整備後は、保護者へのアンケートや震災前から行っている体力測定データを比較し事業評価を行う予定である。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 26 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	19	事業名	私立幼稚園遊具更新事業	事業番号	A-1-10
交付団体	福島市	事業実施主体	福島市		
総交付対象事業費	37,063 (千円)	全体事業費	37,063 (千円)		
事業概要					
○事業の内容					
園児を中心とした未就学児の運動機会を確保し、子育て世帯が安心して定住できる環境を整え、地域復興の促進を図るため、飯坂恵泉幼稚園ほか 2 園 15 基を対象とし、以下のとおり遊具の更新を行う。					
<ul style="list-style-type: none">● 飯坂恵泉幼稚園内にある既存のブランコ 1 基、鉄棒 1 基、複合遊具 1 基、すべり台 1 基、ラダー 1 基、チェーンクライム 1 基、登り棒 1 基、砂場 1 基を更新する。● 福島わかば幼稚園内にある既存のブランコ 1 基、すべり台 1 基、鉄棒 1 基、ラダー 1 基、砂場 1 基を更新する。● 福島学院大学附属幼稚園内にある既存の複合遊具 1 基、中鉄棒 1 基を更新する。					
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一)					
福島市復興計画における「子どもプロジェクト」にある「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。」(抜粋)を具現化するものである。					
また、市教育振興基本計画における、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」および基本方針の「進んで運動に親しみ、健康で豊かな生活を営む児童生徒の育成に努めます。」(抜粋)に合致するものである。					
※当該事業を復興ビジョン、復興計画、復興プラン等に位置付けている場合は、該当箇所及び概要も記載してください					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)					
別紙のとおり					
【子どもの運動機会の確保のための事業】					
○事業実施の必要性 (制度要綱第 5 の 1)					
未就学児を対象に屋外での遊びや運動の習慣づけを促進させることにより、運動機会の確保や体力の向上を図るため、第 1 回から第 5 回計画により遊具更新事業実施済の春日保育所や信夫山公園等に加え、幼稚園の遊具の更新を行う必要がある。					
○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと (制度要綱第 5 の 4 の二①)					
市民意識調査でも家族の外部被ばくに関して不安のある市民は多く、震災前に設置した遊具を利用したの屋外活動 (外部被ばく) への不安を訴える保護者も見られ、運動機会の確保が図られていない。このため、遊具を更新することにより運動機会の確保を図る必要がある。なお、小学 1 年生のデータを基に、平成 25 年度の肥満傾向を比較すると、全国平均が 4.1%であるのに対し本市平均は 7.3%であり、肥満の傾向が顕著である。(別紙データのとおり)					

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

本市では、第1回から第5回計画において、保育所等26箇所、公園等30箇所の遊具を更新し、幼児、児童の運動機会の確保を図ってきた。しかし、幼児数が多く、徒歩圏内の公園だけでは需要を満たさない地区においては、幼稚園の遊具を活用しての運動機会の確保が必要である。飯坂恵泉幼稚園については近隣に遊具更新した公園がないこと、福島わかば幼稚園、福島学院大学附属幼稚園については野田小学校区（野田小児童数755名）瀬上小学校区（瀬上小児童数594名）と他の地域に比べ児童数が多く公園だけでは需要を満たさないため、幼稚園の保育等での活用も含め遊具の活用が必要である。しかし、これらの幼稚園の遊具は震災前に設置されたものであり、前記のように利用が敬遠されているため、既存の遊具が不足している。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

前記のとおり、公園等の遊具の更新を行ってもなお運動機会の確保が十分でない地区があるが、これらの地区において新たに遊具を設置する箇所を整備することは用地の確保などに多大な費用と時間を要するため、用地確保の面や費用の面で困難であり、地区内の既存施設であり、子ども達が日常的に利用する幼稚園の遊具更新が効率的かつ必要である。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

学区単位で公園の遊具更新を計画していたが、湯野小学校区については近隣に遊具更新した公園がないこと、野田小学校区（野田小児童数755名）瀬上小学校区（瀬上小児童数594名）など他の地域に比べ児童数が多い小学校の学区では、公園だけで需要が満たさなかつたので幼稚園の遊具を計画し整備することとしたが、私立幼稚園については、遊具の維持管理、事故時の安全管理等について調整に時間を要した。その結果、遊び場が逼迫している地区で遊具を整備しなければならない幼稚園で今般の事業実施の条件が整備された幼稚園は以下の3園になったものである。

なお、各整備箇所の各幼稚園の平成26年5月1日現在の園児数は以下のとおりであり、運動機会増加の確保を図るため遊具の更新を行う必要がある。

- 飯坂恵泉幼稚園 園児数 70名
湯野小学校地区3～6歳児の人口 97名
- 福島わかば幼稚園 園児数 161名
野田小学校地区の3～6歳児の人口 332名
- 福島学院大学附属幼稚園 園児数 117名
瀬上小学校地区の3～6歳児の人口 228名

また、本計画は保育での遊具活用による園児の体力増進も想定しており、日常の点検をはじめ、維持管理については管理者が私立幼稚園になるため、市と協議して予算・人員の確保に努めるなど管理者の責任を明確にして今後とも適切に行う予定である。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第5の4の二②）

今事業計画の整備実施後は、市広報紙、市ホームページによる広報に併せて、各幼稚園から地区へチラシを回覧し、整備内容及び週1回以上の遊具開放等の利用促進について周知に努める予定である。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第5の4の二③）

各幼稚園の特色を生かした園開放事業を継続して実施すると共に、福島市「プレイワーカー」養成セミナーの参加について幼稚園を通じ保護者等呼びかけ、幼稚園遊具開放等に遊びを提供し、地域の子

どもたちの体力向上を図る予定である。

また、遊具整備後は、整備前と整備後の子どもの外遊びの回数や時間数について、保護者を対象にアンケート調査し事業評価を行う予定である。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

福島市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成 26 年 8 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	20	事業名	勝口公園整備事業		事業番号	C-1-5
交付団体		市	事業実施主体		福島市	
総交付対象事業費		103,878 (千円)	全体事業費		103,878 (千円)	
事業概要						
○事業の概要						
勝口公園整備事業 (0.23ha)						
・勝口公園を多目的広場と遊具広場に区分し、子どもが屋外運動できる環境の確保を図る。						
工事：①遊具設置工 複合遊具 1 基、単体遊具 3 基						
②人工芝 (多目的広場及び園路外側) A=1,255m ²						
③人工芝 (遊具広場) A=495m ²						
④ゴムチップ舗装 (園路) A=480m ² 、園路延長 L=125~170m						
⑤暗渠排水 L=140m						
⑥日よけシェルター 1 基、ベンチ 2 基						
⑦植栽工 2 本						
⑧フェンス工 L=8m						
※別添平面図のとおり						
委託：測量設計 1 式						
○定住緊急支援事業計画とまちづくり計画等との整合性 (制度要綱第 5 の 4 の一)						
公園整備は、福島市復興計画の復興プロジェクトである『子どもプロジェクト』に位置づけされており、「子どもの活動場所の安全を確保するなど、子どもの心と体、そして未来を守ります。また、安心して子育てができる環境を整備します。」(抜粋)を具現化するものである。						
また、市教育振興基本計画における、児童生徒の「目指す姿」として「児童生徒が体を動かすことを楽しみ、スポーツや体力向上に自ら積極的に取り組んでいます。」(抜粋)に合致するものである。						
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係						
○原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障 (制度要綱第 5 の 1)						
原子力災害発生により、本市の人口 292,590 人 (H22.10 国勢調査人口) の約 2.4% にあたる 7,131 人 (H24.10 全国避難者情報システム) が市外へ自主避難している。学校等でも運動会の短縮や屋外活動の時間制限を行い、また、春と夏に開催しているスカイランドまつりや福島花火大会などのイベントが相次いで中止、規模を縮小して実施している。						
(詳細は別紙データ参照)						
○事業実施の必要性 (制度要綱第 5 の 1)						
原子力災害発生以降、子どもの屋外運動機会が減少したことから、運動能力の低下や肥満傾向が見られたため、市内を東西南北 4 方部 (松川工業第 1 公園ほか) と市内中心部 (新浜公園) の 5 方部に区分し、						

広域的に公園整備をすることで、子どもの屋外運動機会を確保することとした。これまで、5方部のうち西部、南部、北部、中心部の4方部の公園等の整備に加えて、遊具更新事業を実施しているが、さらに、運動施設数が児童生徒数と比較して少なく、広域的な利用が見込める勝口公園において、運動施設や附帯施設を充実させ、子どもが屋外運動できる環境を確保し、運動能力の向上や肥満傾向の解消を図る。

○震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと（制度要綱第5の4の二①）

本市の平成25年度の肥満傾向は、学校保健統計調査によると、小・中学校の全学年を通して、全国平均と比較して、震災後から継続している。また、本市の子どもの運動能力は、原子力災害発生以降、瞬発力・柔軟性・持久力・走力の全96項目のうち75項目が、原子力災害発生以前を下回り、屋外運動が制限されたことなどによる運動機会が減少した影響が現れている。

（データは別紙参照）

○地方公共団体における既存の運動施設が不足していること（制度要綱第5の4の二①）

原子力災害発生以降、既存の運動施設（公園）の除染を行っているが、さわかみ東公園や清水端公園などの既存の運動施設は除去した汚染土は現場内に保管しており、そのため、保護者は、子どもがそれらの運動施設で運動することに対して不安を抱き、個々の判断により利用を制限している実態である。また、上名倉第1公園やしのぶ台公園は、仮設住宅として利用（上名倉第1公園：32戸、しのぶ台公園：112戸）されており、既存の運動施設は不足している。

○既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（制度要綱第5の4の二①）

運動施設の新設には、用地の確保などに多大な費用と時間を要するため、多目的広場や遊具広場などの既存の施設を更新することで、早期の整備が見込まれ、子どもの運動機会の確保が図れる。

○施設等の整備の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（制度要綱第5の4の二①）

原子力災害発生により子どもの運動機会が減少していたため、屋外運動ができる環境確保に対する要望が多く、多くの市民から寄せられていたことから、以下の整備を行うものである。

<整備内容>

①遊具設置工 複合遊具1基、単体遊具3基（ブランコ、鉄棒、スライド遊具）

清水・吾妻（地区の小学校の児童及び未就学児（2,362人）の利用を想定し、遊具の中でも人気の高い複合遊具やブランコ、学校以外の場での練習で利用頻度が高い鉄棒、親子で楽しめる遊具としてスライド遊具を設置する。

②人工芝 A=1,255m²（多目的広場A=950m²、園路外側A=305m²）

（※芝丈62mm、ウレタンマットなし）

上記地区の小学校から中学校までの児童生徒（3,984人）の利用を想定。

本公園は、農耕地であったことから水はけが悪く、降雨後は3日間程度利用が制限されてしまうことから、天候に左右されずに通年利用を可能にするため、透水性に優れ、加えて適度な衝撃吸収性をもつ人工芝を公園全面に敷設し、安全安心な運動環境を提供する。

多目的広場（950m²）は、フットサル、ドッジボール、タグラクビーなどの利用を想定しているが、その中でフットサルは、縦25～42m、横15～25mの寸法と人工芝のコートを必要とする。この規格内で、かつ多目的広場のスペースを最大限活用できる人工芝のコート（735m²=35m×21m）を整備することは、フットサ

ルを含め、その他の競技にも対応することが可能であり、周辺部（ $950\text{m}^2 - 735\text{m}^2 = 215\text{m}^2$ ）と併せて整備する。

園路外側（ 305m^2 ）は、園路との段差などによる転倒時の安全を確保するため、多目的広場（ 950m^2 ）と園路外側（ 305m^2 ）を併せて、 $1,255\text{m}^2$ に人工芝を敷設する。

③人工芝（遊具広場） $A = 495\text{m}^2$

（※芝丈 50mm、ウレタンマットあり）

上記地区の小学校の児童及び未就学児（2,362人）の遊具利用を想定。

遊具の安全に関する基準は、都市公園における遊具の安全確保に関する指針（国土交通省）において、『安全領域には、砂やウッドチップ、ラバーなどの衝撃吸収材の使用について検討する』、『衝撃吸収材の選定に当たっては、安全性、耐候性・耐久性、維持管理の難易などについて検討する』（抜粋）とされているため、安全性、耐候性・耐久性、維持管理を含む経済性を考慮した上で、落下・転倒時の安全を確保するため、優れた耐久性と衝撃吸収性があるウレタンマットを人工芝下面に敷いて施工する。

④ゴムチップ舗装（園路） $A = 480\text{m}^2$ 、園路延長 $L = 125 \sim 170\text{m}$

散策のために整備するものであるが、ゴムチップ舗装にすることでスリップ防止になり、安全安心に利用できる。

⑤暗渠排水 $L = 140\text{m}$

降雨時の雨水を早期に排除し、公園利用を促すために施工する。

⑥日よけシェルター 1基、ベンチ 2基

自己管理能力が十分ではない小さな子どもを対象に、熱中症などを防止するために整備し、また子どもを見守る保護者の空間を確保する。

⑦植栽工 2本

自己管理ができる小学生高学年以上の子どもを対象に、木陰を一時的な休憩場所とするために植付けする。

⑧フェンス工 $L = 8\text{m}$

飛び出し事故を未然に防ぐため、現在、東西南北 4 箇所ある出入口を南北 2 箇所に減らすこととし、東西の開放部分にフェンスを設置する。

○地方公共団体の広域の住民による活用が図られるよう計画されていること（制度要綱第 5 の 4 の二②）

事業計画箇所は、市内交通の幹線道路である福島西道路からは 60m、周辺の商業集積地区からも 120m の市街地に位置し、集客力及び利便性に優れているため、広範囲（約 3km 圏内）の児童生徒及び未就学児 4,664 名を対象に利用が見込まれる公園であることから、地域の子どもの運動機会を提供することができる。

○整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（制度要綱第 5 の 4 の二③）

育成会や町内会などの関係団体と連携し、休日や長期休暇に球技大会や運動会などのスポーツイベントを開催することで、本事業の効果を一層向上させる。また、市広報紙、市ホームページによる広報に併せて、利用促進に関してのチラシ等を配布し、周知徹底と利用促進を図っていく。

○効果の検証方法

児童生徒の肥満傾向及び運動能力の調査を行うとともに、施設利用者へのアンケートを実施し、事業効果の検証を行う。

※効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式1-4)

福島市

定住緊急支援事業計画

平成26年度

省庁名:

復興庁

平成26年8月時点

※本様式は同一の交付担当大臣が交付する事業等ごとに作成して下さい

(単位:千円)

No.	事業番号 (注1)	事業名 (注2)	地区名 施設名	交付 団体	事業 実施 主体	国費率 (a)	当該年度		備考
							交付対象事業費 (b) (注3)	うち交付金交付額 (c)=a×b	
18	A - 1 - 9	小学校遊具更新事業	福島市立福島第一小学校 ほか8校	市	福島市	1/2	216,344 <216,344>	108,172 <108,172>	
19	A 1 10	私立幼稚園遊具更新事業	飯坂恵泉幼稚園 ほか2園	市	福島市	1/2	37,063 <37,063>	18,531 <18,531>	
							<0>	0 <0>	
							<0>	0 <0>	
							<0>	0 <0>	
							<0>	0 <0>	
							<0>	0 <0>	
							<0>	0 <0>	
							<0>	0 <0>	
						合計額	(0) 253,407 <253,407>	(0) 126,703 <126,703>	

都道県名	福島県	担当部局名	政策推進部企画経営課	担当者氏名	
市町村名	福島市	電話番号	024-525-3788	メールアドレス	

(注1)「事業番号」は、基幹事業については、「(制度要綱別表の番号)-(同一事業計画中の同種の事業の通し番号)」、効果促進事業等については、「◆(最も関連する基幹事業の事業番号)-(最も関連する基幹事業ごとの通し番号)」となるよう記載する。

(注2)「事業名」は実施する事業の内容がわかるように任意の名称を記載する。

(注3)上段()書きは、前回までに配分された額を記載し、中段には今回申請する額を記載する。なお、下段< >書きについては、自動計算される。

